

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	提出府省	ページ
27	史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化	文部科学省	1

史跡等購入費国庫補助について

趣旨：文化財保護法の規定により指定等された史跡・名勝・天然記念物の保存のための土地の公有化に要する経費について補助

補助事業者：地方公共団体

補助対象：**史跡等の保存のために行う**次に掲げる土地の買上げ等

- 史跡等の重要な部分をなす地域にある土地の買上げ等
- 史跡等の保存上、遺構等と一体化して保存する必要がある地域で、歴史的環境の保護等から特に重要な地域にある土地の買上げ等
- 史跡等の保存及び活用上、整地、修景、復原等の環境整備を行うことが特に必要とされる場合で、当該地域を公有化しなければその実施が困難である地域にある土地の買上げ等 等

補助対象経費：土地購入経費、建物等物件購入経費、立木竹・建物等移転補償経費、事務経費等

補助率：80%

補助金等適正化法（昭和30年法律第179号）

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、**補助金等の交付の目的**に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。（略）



補助金交付目的：史跡等の保存



史跡等の保存に支障が生じる活用や、個別の買い上げ目的に反する活用等は認められないが、これらに該当しなければ活用は可能。

提案内容と回答

<提案内容>

- ・「史跡等購入費国庫補助要項」に基づいて補助を受け取得した史跡等について、近年の大風による倒木や獣による掘り起こしなどから史跡等を守る（保存する）ため、保存を目的とした財源を得るための史跡等の活用の範囲について明らかにする。（略）
- ・例えば史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等することについては、「目的に反した使用」にあたらず認められるものと考えられる。（略）



<回答>

- ・「史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等すること」については、収益を史跡の管理費等に充当する場合は補助金適正化法上の目的に反した使用には当たらないものとして取り扱っています。
- ・類似のケースを含め地方公共団体によっては抑制的に解釈している場合もあるものと考えます。
- ・御提案を踏まえ、史跡等購入費国庫補助により取得した土地の活用範囲については、活用可能な場合の例を示すなど、その明確化に努めてまいります。

2次回答

<1次回答への意見>

- ・収益を史跡の管理等に充当しない場合は目的外使用になるのかの明確化
- ・管理伐採等が史跡保存のため「やむをえず」生じたものか、恣意的に必要な以上に伐採等したものでないかを判断するための考え方や留意点の明確化
- ・可能な限り多くの具体例の提示
- ・個々の地方自治体が「活用可能な場合」に当たるかどうかの判断に迷う場合に、当該自治体の置かれた状況に寄り添って考えるための方策の提示

<2次回答>

- 間伐材等は土地から離れた動産であるため、補助金適正化法の「財産」に当たらず、加工・販売する行為は、その収益の使用途に関わらず、補助金等交付の目的に反した財産処分には該当しません。
- 史跡指定地内の木竹の伐採等は、市町村教育委員会による現状変更の許可の対象となっており、当該許可を得て行われる行為であれば、基本的にその妥当性について問題はないものと考えています。
- 史跡等購入費国庫補助事業により取得した土地の活用可能な範囲については、具体例を交えながら、わかりやすく考え方を示していきたいと思います。
- 各種事務手続きを通じて、日頃より都道府県・市町村の担当者とやり取りしているところであり、ご不明な点があればいつでも御相談に乗ってまいりますと思います。